

1 いじめ防止のための基本的な方向性

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「佐賀市立東与賀中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、事実関係を確かめ、対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

- (1) 「いじめを絶対許さない」という強い決意をもち、日頃から生徒・教職員・保護者間の信頼関係の構築を行う。
- (2) 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係力の基礎を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) 保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を深め、いじめ防止のために児童・生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (4) 生徒指導部会や教育相談・特別支援部会等において指導・支援を要する生徒に関する情報交換を行い、その対応について協議する。

4 いじめの早期発見の取組

- (1) いじめを早期発見するために、在籍する生徒に対するアンケートを定期的実施するとともに全職員がそれぞれの持ち場で生徒一人ひとりを理解する努力をする。
- (2) アンケート実施後は担任との面談を実施する。（アンケート用紙は回収し、保存する）
- (3) 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行う。

5 いじめの早期解決の取組

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合、速やかに組織的に対応し、適切な初期対応に努め、早期解決・再発防止を図る。
- (2) 被害生徒の保護・支援にあたり、加害生徒にも教育的配慮の下で毅然とした態度で指導する。
- (3) 全教職員の共通理解、保護者への連絡、佐賀市教育委員会への報告、関係機関・専門機関への相談・通報等を速やかに行う。

6 ネットいじめに対する対応

- (1) ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- (2) 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の問題点について、生徒の理解を深める。
- (3) 学校ホームページや保護者向けの文書・リーフレットなど、さまざまな方法や機会を活用して生徒や保護者への啓発活動を行う。
- (4) ネットいじめを発見した場合、情報削除や発信者への対応など、適切かつ迅速に対応する。必要に応じて、警察署等の外部機関と連携して対応する。

7 関係機関との連携

いじめの覚知、その後の認知の場合の佐賀市教育委員会への報告、重大事案発生時の対応等については、いじめ防止対策推進法に照らして、佐賀市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対応する。

地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を浸透させることが大切である。したがって、PTAや地域の会合等でいじめ問題など健全育成についての話し合いをもつことを進めていく。

8 職員研修

各種マニュアルや事例等を活用した校内研修を実施し、いじめ問題についてすべての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人ひとりにさまざまな指導方法を身につけさせるなど指導力やいじめの認知能力を高めるための研修やカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

9 取組体制の点検及び評価

本校のいじめ防止基本方針が的確に運用され、全生徒が充実した学校生活を送ることができているかを客観的に確認するため、学校評価に相応の評価項目を設定し、PDCAサイクルに基づいて、検証・分析を加えながら改善を行う。

10 次の年間計画に基づく取組を進めるとともに、生徒の変化を見逃さないように努める。

月	実施事項
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議（情報整理と生徒理解、実践に向けて） ・生活アンケート（毎月実施） ・始業式 いじめゼロ宣言〔生徒会役員中心〕 ・生徒指導部会の実施（隔週実施）、生徒指導協議会の実施（毎月、全職員）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケートの実施 ・SNS 適正利用啓発（ネット社会の歩き方等）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-Uの実施（第1回） ・いじめ防止対策拡大委員会の開催 6/9（火）〔本校の現状・いじめ対策の方針〕 ・教育相談の実施及び相談結果の整理と対応 ・いじめ防止対策基本方針の周知（HPなど） ・いじめについての保護者アンケート ・いじめについてのアンケート実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・学年PTA（生徒の学校生活・学習について・情報交換）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の教育相談的対応（家庭訪問、電話、手紙など） ・校内研修（人権・同和教育） ・いじめ防止対策校内委員会の開催（現状と今後の対策） ・始業式 いじめゼロ宣言〔生徒会役員中心〕
9	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート（夏季休業中の心配事や悩みなど）、情報の共有と対応 ・体育大会に向けて（支えあう学級・学年指導）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケートの実施、教育相談の実施、情報整理と対応 ・Q-Uテストの実施（第2回）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談（生徒の学校生活・学習について・情報交換） ・学校評価でのいじめに関する保護者・生徒アンケート
1	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 いじめゼロ宣言〔生徒会役員中心〕 ・次年度の対応協議 ・いじめ防止対策委員会の開催（現状と今後の対策）
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策拡大委員会の開催 2/9（火）〔活動報告、次年度計画の協議〕
3	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の計画確定

※毎月1日を「いじめいのちを考える日」と設定し、月代わりで教職員がいじめやいのちに関わる話をする。生徒は自分の感想を書き、いじめ・いのちについて考える一日とする。

※各学期の始業式において、生徒会役員を中心にいじめゼロ宣言を行う。全校生徒が体育館でいじめゼロ宣言を唱和し、いじめ未然防止を誓う。